

【参考資料】令和6年度庁内委員会(幹事会)における主な意見とその対応方針

令和6年度 空き家対策検討委員会(幹事会)における主な意見とその対応方針

第4回	当日(R7.1.10)					
		案件番号	タイトル	意見内容	回答(当日)	対応内容
	1	案件1	パプコメの実施期間について	実施期間は12月25日まで26日までのどちらか。	資料が「12月25日の木曜日」になっているが「12月25日の水曜日」の間違いである。訂正する。	左記のとおり。
	2	案件1	パプコメの意見について	パブリックコメントの意見が1件に留まったことについて、どのような理由が考えられるか。	今回の第2次枚方市空家等対策計画の改定は、法改正に伴うものであったため、大幅な改正ではなく軽微な変更であったことが意見数に反映したと考える。	左記のとおり。
	3	案件2	条例の改正について	条例の見直し内容については、現在例規審査中であるので、今後必要に応じて変更があることを承知いただきたい。	了解した。	左記のとおり。
	当日(R7.1.29)					
		案件番号	タイトル	意見内容	回答(当日)	対応内容
	1	案件1	指標について	指標「耐震化補助制度を活用し改修・除却された木造住宅等の件数」はこれを達成すれば、耐震改修促進計画において掲げている耐震化率95%も達成するのか。	耐震改修促進計画の耐震化率95%は自然更新も含まれており、本指標を達成することで到達するものではない。なお本指標は第3期実行計画で掲げている目標値(年間50件)と整合を図っている。	耐震化率の目標達成に向けた取り組みを今後も引き続き実施する。
	2	案件1	指標について	指標の目標値の妥当性や整合性は図れているのか。	根拠となる数値を積算しているほか、他計画との整合も図ったうえで設定している。	左記のとおり
	3	案件1	指標について	指標「マッチング件数」の第1期と第2期の指標の違いは。	第1期では令和6年度までの累計で表記し、第2期では令和7年度から各年度10件を目標値とし、令和11年度までの5年間の累計を50件とした。	左記のとおり
第5回	4	案件1	担い手について	担い手のイメージとは。	第1期では、地域の中に空き家に関する知識を有してる方を配置し、管理不良の空き家の未然防止の役目を担う方を「担い手」とし、これを各地域に展開することを理想とした。(しかし、担い手への過度な負担などの懸念から、結果、実績は3年間で0人であった。)第2期ではより広く受け入れてもらえるよう、市役所の空き家の担当課へ繋ぐ、橋渡し役を担い手と考えている。	目標値10人については、概ね年に1回程度出前講座を開催しているため、その参加人数(平均10人程度)を計上。出前講座で空き家に対する基本的な知識を習得した方を担い手とし、地域の方の負担にならないよう配慮し進める。
	5	案件1	モデル事業について	第1期のモデル事業を実施した地域は。また、第2期の事業展開は。	第1期では、R4年度は山田東小学校区、R5年度は2地区(山田小学校区・招提御殿郷自治会)で実施。R6年度は2地区で実施しているが、地区選定が難航し12月初旬に事業開始となったため、第2期のR7年度へ継続事業とする。令和8年度以降は、本事業を課題整理したうえで、市と地域が協力して空き家対策に取り組むという枠組みをベースに実施する。	左記のとおり
	6	案件1	指標について	指標「旧耐震基準の木造住宅」には、昭和40年代のプレハブ住宅等(木造ではない旧耐震基準の住宅)は件数に含まれるのか。	プレハブ住宅は(主に軽量鉄骨造で木造ではないため)指標の件数には含まれておらず、一般的な在来工法の木造住宅の件数を計上している。	左記のとおり
	7	案件1	実行計画について(枚方宿地区の対応)	町家が失われつつある「枚方宿地区」は、市の課題の一つであるが、実行計画に本地区での取り組みを盛り込むことはできないか。	本実行計画は地域を限定した取り組みは実施予定にないため、枚方宿地区について個別に取り組みを盛り込むことは困難である。	左記のとおり
				<意見> 枚方宿地区の物件は速やかに高く売却される傾向にあり、空き家が出ていない状況なので、計画における空き家問題とは課題の方向性が異なることは理解するが、本地区の課題について認識されたい。	了解した。	左記のとおり
	8	案件1	指標について	指標「新たに連携した専門家団体」について、想定している連携先と、見込み件数はどの程度あるのか。	専門家団体等との連携は、これまで協力事業者(不動産事業者13件)等と連携しているが、今後は、所有者の維持管理の分野としての建設事業者や、草木繁茂に対応できる造園業者、相続登記の義務化等への対応として司法書士会等を想定し、年1件の連携を目標としている。	左記のとおり
	9	案件1	指標について	<意見>指標「担い手の育成人数」が単なる出前講座の受講者数になっており、担い手の役目が「住宅まちづくり課を案内するだけ」のように見え、消極的な印象を受ける。今後開催予定の場ではもう少し前向きな説明をすべきと考える。	了解した。説明方法について検討する。	左記のとおり

		10	案件1	モデル事業について	モデル事業では「空き家がより深刻な地域」を抽出し、第1期では市内の小中学校区としているが、第2期では全小中学校区が対象になるのか。また、今後の検証により実行計画を見直すなど、指標の新規設定の予定はあるのか。	第1期ではR2年度の実態調査、R4年度の追跡調査等をもとに、比較的空き家数が多い地域を「空き家問題が深刻である地域」として抽出した。設定した地域での協力が得られず、募集地域を広げて事業を継続してきた経緯もあり、地域の協力が得られにくい点において全小中学校区を対象とするのは困難であると考える。指標に関して、実行計画策定当初(R4年度)は「モデル事業を実施した地区数」を所信表明に係る取り組みの指標として設定していたが、市長より「空き家が解消されたことが分かるような指標」が望ましいとの指摘を受け、「地区数」から「マッチング件数」に変更した経緯があり、指標を再度設定することは難しい。	今後、第1期での課題を整理・検証した上で第2期事業の制度設計を行う。
		意見照会					
			案件番号	タイトル	意見内容	対応内容	
		1	案件1	(15ページ) 第2期実行計画(案) 啓発事業 取り組み指標	既存の指標「旧耐震木造住宅の啓発件数」に、新たに2つの指標「パンフレット等による啓発件数」「セミナー参加人数」が設定されおり、この3つの指標とも、目標値が同数推移となっていて、幹事会でのご説明では、パンフレットの配付は、単純な配付ではなく、必要な方を捉えて効果的に配付する旨の説明を聞いている。然るべきターゲットに効果的に働きかけをしているので、啓発の効果を測れるような指標の設定の検討を求む。(例えば、アンケートで把握した意識の変化や、啓発により具体的な行動に移せた数など)	指標「セミナー等の参加人数」については、「セミナーへの参加により空き家への理解・関心が深まった人の割合」に変更し、目標値を参加人数の60％へ変更する。 指標「旧耐震木造住宅の啓発件数」については、既に第5次総合計画の第3期実行計画において設定している指標であり、また現行の啓発手法において、意識の変容等を把握する手段を用いていないことから現行通りとする。 指標「パンフレット等による啓発件数」については、啓発を実施することで、その効果が②管理活用促進事業の同②事業の指標「指導等により問題解決した空家等・空き地等の件数」の一部に反映するものと捉えており、現行通りとする。	
		当日(R7.2.19)					
委員会	第5回（未確定）		案件番号	タイトル	意見内容	回答(当日)	対応内容
		1	案件1	指標の目標値について	啓発事業は各年度の目標値を単年度で設定している一方で、管理活用促進事業の目標値はすべて5年間の累計で設定しているが、その違いは。	啓発事業は市が能動的かつ確実に実施していくものであるため、単年度で指標を設定している。管理活用促進事業は、空き家の利活用に係るマッチングなど所有者の意向により成果が出るのに時間を要するものであるため、累計で指標を設定し、時期計画期間の5年間で目標を達成したいと考えている。	左記のとおり。
		2	案件1	担い手について	管理活用促進事業において、担い手の育成人数として年間10人を目標値として設定しているが、取組みの具体は。	担い手については、担当役員のような負担を生じるようなものではなく、まずは空き家に係る相談を住宅まちづくり課へ繋いでくれるだけでも、担い手の一端を担うものと考えている。担い手の育成については、出前講座を通じて、空き家に係る知識等を普及していくことにより担い手の一端となってもらえる人を増やしていこうとするもので、出前講座では年1回で10名程度の参加が見込まれることから毎年10人の5年間で累計50人を指標としている。	左記のとおり。
		3	案件1	啓発文書について	納税通知書に同封する空き家に係る啓発文書について、市内居住者と市外居住者では、空き家・空き地に対するリスクは異なると考えられるが、それぞれ内容を分けて発送しているのか。	市内・市外の居住に関わらず同じものを発送している。また、未然防止の意味も含めて空き家・空き地の所有の有無に関わらず土地・建物所有者の方全員へ発送している状況。また、発送していただいている資産税課の委託作業上、分けることは難しい状況。	左記のとおり。
					例えば、転居に対しても同じような案内を配布するなどの対策も今後検討されたい(意見)。	了解した。	左記のとおり。
		4	案件1	新たに連携する専門家団体等について	管理活用促進事業の中で、毎年1件外部組織と連携していくとあるが、どのような団体を想定しているのか。	例えば、相続登記の義務化にかかる相談に対応するため司法書士会との連携をはじめ、空き家の修繕・草木の剪定の相談に対応するため建築関係団体・造園関係団体等との連携を想定している。	左記のとおり。